

(案)

大阪府生活環境の保全等に関する条例
 (土壤汚染に関する規制等の関係部分抜粋)

目次

第五章 地盤環境の保全に関する規制等

第三節 土壤汚染に関する規制等

第一款 総則(第八十一条の二・第八十一条の三)

第二款 土壤汚染状況調査(第八十一条の四・第八十一条の七)

第三款 管理区域の指定等(第八十一条の八・第八十一条の九)

第四款 土壤汚染による健康被害の防止措置

(第八十一条の十・第八十一条の十一)

第五款 指定調査機関(第八十一条の十二・第八十一条の二十一)

第五章 地盤環境の保全に関する規制等

第三節 土壤汚染に関する規制等

第一款 総則

(用語)

第八十一条の二 この節において「特定有害物質」とは、

鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

2 この節において「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一款に規定するダイオキシン類をいう。

3 この節において「ダイオキシン特定施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。

4 この節及び第一百五条第二項において「土壤汚染状況調査」とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条の五並びに第八十一条の六第一項の土壤の特定有害物質及びダイオキシン類(以下これを「管理有害物質」という。)による汚染の状況の調査をいう。

(土地の所有者等及び土地の形質変更者の責務)

第八十一条の三 土地の所有者、管理者及び占有者(以下「所有者等」という。)は、当該土地の造成その他の規則で定める行為(以下「土地の形質変更」という。)をしようとする場合又は当該土地において過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。

2 土地の所有者等以外の者で土地の形質変更をしようとするもの(次款において「土地の形質変更者」という。)は、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。

3 前二項の場合において、土地の所有者等は、当該土地

の土壌の管理有害物質による人の健康に係る被害が生じないよう努めなければならない。

第二款 土壌汚染状況調査

(形質変更される土地の調査等)

第八十一条の四 土地の所有者等は、当該土地の形質変更(規則で定める規模のものに限る。)をしようとする場合には、当該土地に係る過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該土地が工場又は事業場(当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用される場合は、この限りでない。

2 前項の規定による調査の結果、当該土地において、過去に特定有害物質が製造され、使用され、又は処理された可能性があると認められる場合(ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類が発生し、又は処理された可能性があると認められる場合)には、当該土地の所有者等は、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、知事が指定する者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

3 前項の場合において、土地の所有者等の資力その他の事情からみて、当該所有者等のみによつては、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染の状況について調査を行うことが困難であるときその他知事が特別の理由があることを認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該土地の形質変更者は、当該所有者等の承諾を得た上で、当該土地の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、同項の規定による指定を受けた者に調査させて、その結果を知事に報告することができる。

(有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査等)

第八十一条の五 有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「土壌法」という。)

第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用届出施設(第四十九条第二項に規定する届出施設であつて、同項第一号の規則で定める物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)若しくはダイオキシン特定施設(以下「有害物質使用届出施設等」という。)が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、当該土地(前条第二項の規定による調査の対象となる土地を除く。)の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、同項の規定による指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

ない。ただし、当該土地が当該有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等が設置されている当該工場又は事業場の敷地として利用されるときその他規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、土地の所有者等の資力その他の事情からみて、当該所有者等のみによつては、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況について調査を行うことが困難であるときその他知事が特別の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該土地の形質変更者は、当該所有者等の承諾を得た上で、当該土地の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、前条第二項の規定による指定を受けた者に調査させて、その結果を知事に報告することができる。

（使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置された工場又は事業場の敷地であつた土地の調査等）

第八十一条の六 使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者等であつて、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、第八十一条の四第二項の規定による指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、第五十七条の規定による届出施設（有害物質使用届出施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出又はダイオキシン類対策特別措置法第十八条の規定によるダイオキシン特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用届出施設等の使用が廃止されたことを知つた場合において、当該有害物質使用届出施設等を設置していた者以外に当該有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、規則で定めるところにより、当該土地の所有権等に対し、当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

（勧告）

第八十一条の七 知事は、土地の所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該土地の所有者等に対し、調査及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第八十一条の四第一項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 二 第八十一条の四第二項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第八十一条の五第一項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条第一項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三款 管理区域の指定等

(管理区域の指定等)

第八十一条の八 知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が管理有害物質によつて汚染されている区域として指定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
 - 4 知事は、土壤の管理有害物質による汚染の除去により、第一項の規定による指定に係る区域(以下「管理区域」という。)の全部又は一部について当該指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該管理区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- (管理区域台帳)
- 第八十一条の九 知事は、管理区域の台帳(以下「管理区域台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。
- 2 管理区域台帳の記載事項その他その作成及び保管に關し必要な事項は、規則で定める。
 - 3 知事は、管理区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

第四款 土壤汚染による健康被害の防止措置

(措置命令)

第八十一条の十 知事は、土壤の管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する管理区域内の土地があると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の管理有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であつて、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせ

ることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、知事は、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができ

る。

3 第一項又は前項の規定によつて講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、規則で定める。

(土地の形質変更の届出及び計画変更命令)

第八十一条の十一 管理区域内において土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項又は第二項の規定による命令に基づく汚染の除去等の措置として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

三 管理区域が指定された際に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 管理区域が指定された際当該管理区域内において既に土地の形質変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

3 管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質変更をした者は、当該土地の形質変更をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第五款 指定調査機関

(指定の申請等)

第八十一条の十二 第八十一条の四第二項の規定による指定は、規則で定めるところにより、土壤汚染状況調査を行おうとする者の申請により行う。

2 知事は、第八十一条の四第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定調査機関」という。)の氏名又は名称及び住所を公示しなければならない。

(欠格条項)

第八十一条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第八十一条の四第二項の規定による指定を受けることが

できない。

- 一 土壌法第十一条各号のいずれかに該当する者
- 二 この条例又はこの条例に基づく処分を違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 第八十一条の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち以前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

- 第八十一条の十四 知事は、第八十一条の四第二項の規定による指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 一 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、規則で定める基準に適合するものであること。
 - 二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて規則で定める構成員の構成が土壌汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 三 前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査が不正になるおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

(変更の届出)

- 第八十一条の十五 指定調査機関は、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出(氏名又は名称及び住所に係るものに限る。)があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(土壌汚染状況調査の義務)

- 第八十一条の十六 指定調査機関は、土壌汚染状況調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査を行わなければならない。

- 2 指定調査機関は、公正に、かつ、第八十一条の四第二項、第八十一条の五及び第八十一条の六の規則で定める方法により土壌汚染状況調査を行わなければならない。
- 3 知事は、前二項の場合において、指定調査機関が正当な理由なくその土壌汚染状況調査を行わず、又はその方法が適当でないと認めるときは、当該指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

- 第八十一条の十七 指定調査機関は、土壌汚染状況調査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、土壌汚染状況調査の業務の開始前に、知事に届け出なけ

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、規則で定める。

(適合命令)

第八十一条の十八 知事は、指定調査機関が第八十一条の十四各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

第八十一条の十九 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の失効)

第八十一条の二十 指定調査機関が土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、第八十一条の四第二項の規定による指定は、その効力を失う。

(指定の取消し)

第八十一条の二十一 知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十一条の四第二項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第八十一条の十三第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第八十一条の十五第一項又は第八十一条の十七第一項の規定に違反したとき。

三 第八十一条の十六第三項又は第八十一条の十八の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第八十一条の四第二項の規定による指定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第二百五条 知事は、この条例（第五章第三節の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下「汚染物質等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。

一（十二）（略）

2 知事は、第五章第三節の規定の実施に必要な限度にお

いて、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況を検査させることができる。

- 一 土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等
 - 二 前号の土地の所有者等の承諾を得て土地の形質変更を行い、又は行った者
 - 三 管理区域内の土地の所有者等
 - 四 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質変更を行い、又は行った者
- 3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

(公表)

第百六条(略)

- 2 知事は、第八十一条の七の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の的行なわなければならない。

第八章 罰則

第百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第八十一条の十第一項若しくは第二項又は第八十一条の十一第四項の規定による命令に違反した者

第百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

八 第八十一条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 第百五条第一項(第二号を除く。)及び第二項(第三号及び第四号に限る。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 (施行期日)

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五章第二節の次に一節を加える改正規定（第八十一条の十二から第八十一条の十四まで及び第八十一条の十七に係る部分に限る。） 平成十五年七月一日
- 二 第一百十一条第三項及び第四項の改正規定 平成十五年四月一日

(経過措置)

2 改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第八十一条の四及び第八十一条の五の規定は、この条例の施行の際現に着手していた土地の形質変更（新条例第八十一条の三第一項に規定する土地の形質変更をいう。）に係る土地については、適用しない。

3 新条例第八十一条の六の規定は、この条例の施行の際現に使用が廃止されていた新条例第八十一条の五第一項に規定する有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない。